

令和7年度～令和9年度

羽鳥ダム管理事業

羽鳥ダム管理補助業務
特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

(適用範囲)

第1条 令和7年度～令和9年度羽鳥ダム管理事業羽鳥ダム管理補助業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第2条 本業務は、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所が直轄管理を行っている羽鳥ダムで、夜間及び休日に羽鳥ダム管理所に管理補助員を常駐させ、施設管理業務の補助を行うものである。

(実施場所)

第3条 本業務の実施場所は次のとおりであり、別添－1位置図に示すとおりである。
福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上地内に所在する羽鳥ダム管理所(以下「管理所」という。)

(実施期間)

第4条 実施期間は次のとおりである。
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(管理技術者)

第5条 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者、河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を修了した者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業・農業土木、農業・農業農村工学 建設・河川、砂防及び海岸・海洋
	農業	農業土木、農業農村工学
	建設	河川、砂防及び海岸・海洋
博士	農学	
農業土木技術管理士		
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	建設・河川、砂防及び 海岸・海洋	

なお、同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(管理補助員)

第6条 管理補助員は、ダム管理の運転監視業務において、ある程度の専門的知識と経験を習得しており、Microsoft Word及びMicrosoft Excelの基本的な操作(簡単な計算や関数の使用)ができる者とし、監督職員の承諾を得るものとする。また、監督職員

が指示する内容を理解し、管理技術者のもと、ダム管理業務の補助を行うことができる者とする。

(ダムの諸元)

第7条

1. 一般

位 置 左岸 福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字一本木国有林
右岸 福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字行人塚
河 川 名 一級河川 阿賀野川水系鶴沼川

2. 貯水池

流域面積	42.69 km ²	湛水面積	2.01 km ²
総貯水量	27,321 千m ³	有効貯水量	25,951 千m ³
常時満水位	686.00m	最低水位	664.00m
利用水位	22.00m		

3. 堤体

型式	ゾーン型フィルダム	堤高	37.09m
堤長	169.48m	堤頂幅	9.0m
堤頂標高	690.30m	堤体積	329 千m ³

4. 洪水吐

型式	非調節型横溢流式	計画洪水量	288m ³ /sec
設計洪水位	687.39m	越流水深	1.39m
越流堰長	113.448m		

5. 取水樋門

取水ゲート 鋼製半円型多段式ローラゲート（斜樋式）
最大取水量 10.526m³/sec

6. 取水設備

取水弁 ジェットフローゲートφ1200、ジェットフローゲートφ350
最大取水量 10.526m³/sec
その他 制水弁（スルース）2台

7. 放流設備

放流弁 ハウエルバンガーバルブφ700、ジェットフローゲートφ250
最大放流量 3.00m³/sec
その他 制水弁（スルース）2台

(業務内容)

第8条

1. 期間

(1) 宿直回数

年 度	休 日	平 日	計
令和7年度	123	242	365

令和 8 年度	124	241	365
令和 9 年度	123	243	366
計	370	726	1,096

(2) 日直回数

年 度	休 日	平 日	計
令和 7 年度	123	0	123
令和 8 年度	90	0	90
令和 9 年度	89	0	89
計	302	0	302

(3) 宿直時間：17 時 00 分～翌日 8 時 30 分

(内、休憩時間 2 時間、仮眠時間 7 時間)

(4) 日直時間：8 時 30 分～17 時 00 分

(内、休憩時間 1 時間)

(5) 定時

定時とは次のとおりである。

宿 直：18 時 00 分、20 時 00 分、21 時 30 分、翌朝 6 時 00 分

日 直：9 時 00 分、11 時 00 分、14 時 00 分、16 時 00 分

(6) 休憩時間

宿直時間内において夕食、朝食時に各々 1 時間の休憩をとることができ、日直時間内において昼食時に 1 時間の休憩をとることができる。

(7) 仮眠時間

宿直時間内において、業務に支障のない場合には、22 時から翌朝 5 時まで、管理所の宿直室で仮眠することができる。

2. 業務内容

(1) 定時に行う業務

定時に行う業務は次のとおりであり、②のア～ウの監視、確認、巡回結果等は、(別紙－1) 業務日誌へ記入するものとする。

① 庁舎管理 (庁舎・構内の巡回監視)

(別添－2 羽鳥ダム管理所配置図に示すとおり。)

② 管理所操作室においてダム制御機器類等の監視、確認

(別添－3 羽鳥ダム制御機器配置図に示すとおり。)

ア 各諸量の監視、確認 (ダム水位、取水・放流量、ゲート・バルブ開度)

イ ダム制御機器類等の異常の有無

ウ 監視カメラによる堤体及び取水施設周辺の状況の監視・確認

エ 操作室内の温度の確認 (適温)

③ 職員が指示する観測 (かんがい期間中の水温観測及び冬期間の積雪深の観測等)

(2) 適時に行う業務

適時に行う業務は次のとおりであり、ダム制御機器類を操作した場合は、操作した機器、日時、操作内容等を (別紙－1) 業務日誌へ記入するものとする。

なお、ダム制御機器類の操作は、全て管理所操作室の操作卓で行うものとし、取水

ゲート及び放流バルブを操作する場合は、主任監督員に連絡し、了解を得なければならない。

- ① 表面取水ゲートの取水深の操作
- ② 取水ゲートの流量の操作
- ③ 放流バルブの流量の操作
- ④ 異常を知らせるブザー等の警報リセットの操作
- ⑤ その他、監督職員の指示による機器等の操作

(3) 緊急時の対応

次の事態が発生した場合は、監督職員に電話で通報し、その指示に従わなければならない。

なお、緊急時の通報及び職員からの指示された内容等は、(別紙－1) 業務日誌に記入するものとする。

- ① 羽鳥ダム基礎地盤の地震計で最大加速度が 25gal 以上、又は、震度 4 以上の地震が観測されたとき
- ② 天栄村湯本において震度 4 以上の地震が観測されたとき
- ③ 会津南部地方に大雨・洪水に関する警報が発表されたとき
- ④ ダム水位等の各諸量値が急激に変化したとき
- ⑤ ダム周辺及びダム施設で災害等の非常事態が発生したとき

(4) その他の業務

① 庁舎立入り者の確認

ア 庁舎に立ち入ることのできる部外者は、あらかじめ監督職員から指示があった者及び監督職員と同行している者のみとし、立入り者については(別紙－1) 業務日誌に記入すること。

② 管理所の戸締まり

ア 管理所の門扉は、平日は職員の帰庁後から翌朝 6 時まで、休日は終日、閉門すること。

イ 庁舎玄関の施錠についても上記と同様とすること。

③ 外部からの連絡に対する対応

ア 外部からの連絡で、急を要する場合は監督職員に電話で連絡すること。

イ 郵便物及び書類等を収受したときは、紛失しないよう厳重に保管し、監督職員又は交代の補助員に引継ぐこと。

④ 庁舎等で火災が発生した場合

ア 庁舎等で火災が発生した場合は、初期消火に努め、速やかに須賀川消防署長沼分署湯本分遣所に通報するとともに、監督職員に通報し指示を受けること。

⑤ 庁舎等で非常事態が発生した場合

ア 盗難、構内への不審者の侵入、事故等が発生した場合は、安全を確保した上で、速やかに須賀川警察署湯本駐在所に通報するとともに、監督職員に通報し指示を受けること。

⑥ 施設管理に支障となる範囲の除草等

ア 監視カメラによる監視や職員の施設管理業務に支障となる範囲の除草等が必要となった場合、平日の日直において実施するものとする。時期及び場所につい

ては発注者と受注者で協議して定めるものとする。

なお、除草等の作業を実施した場合は、作業日時、作業者の氏名、作業範囲等を記載した作業報告書を監督職員に提出するものとする。

3. 業務の交代に伴う引継ぎ

(1) 管理補助員は、業務に従事するときは、(別紙－1) 業務日誌及び庁舎の鍵を監督職員又は交代前の管理補助員から引継ぐものとする。

(2) 管理補助員は、業務が終了したときは、(別紙－1) 業務日誌の所定の事項に記入漏れがないことを確認し、監督職員又は交代する管理補助員に引継ぐものとする。

なお、ダム制御機器類の異常や緊急時の対応等が継続している場合は、必要に応じて対応状況を監督職員又は交代する管理補助員に詳細な説明を行うものとする。

(管理補助員の責務)

第9条 管理補助員は、信義に従い誠実に業務を遂行するとともに、次の事を遵守しなければならない。

1. 業務中は、酒気を帯びないこと。
2. 業務中は、清潔、かつ業務に支障のない服装とすること。
3. 部外者に対する応対は、誠実かつ丁寧に行うこと。
4. 業務中は、無断で管理所を離れないこと。
5. 業務上知り得た事柄を、第三者等に漏らしたり利用してはならない。
6. 使用した暖房器具類は、使用後に完全に消火していることを確認すること。
7. 管理所内は禁煙とし、喫煙する場合は、所定の位置で行うこと。

(その他の事項)

第10条

1. 管理補助員は、監督職員からダム制御機器類の操作及び監視・確認についての講習を受けなければならない。
2. 管理技術者は、翌月の管理補助業務実施計画について、(別紙－2) 管理補助業務実施計画書を作成し、月末までに監督職員に提出しなければならない。
3. 管理技術者は、管理補助関連について監督職員に対し業務の実施状況等について、打合せを兼ねて報告しなければならない。

年 度	実施段階
令和7年度	初 回 業務着手の段階
	第2回 中間打合せ（かんがい取水終期）
	第3回 報告書原稿作成段階（令和7年度分）
令和8年度	第4回 年度当初の段階
	第5回 中間打合せ（かんがい取水終期）
	第6回 報告書原稿作成段階（令和8年度分）
令和9年度	第7回 年度当初の段階
	第8回 中間打合せ（かんがい取水終期）

	最終回 報告書原稿作成段階
--	---------------

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格を下回る金額（以下、「調査基準価格」という。）で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 1－11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

4. 受注者は、既済部分検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する範囲の業務日誌等の業務成果をとりまとめ、監督職員へ提出しなければならない。
5. 受注者は、管理所に出勤簿又はタイムレコーダーを用意し、管理補助員の勤怠管理を行うものとする。
6. 管理補助員は、休憩及び仮眠を除く業務実施中において、会社名・氏名等が記載された名札を着用するものとする。
7. 受注者は管理所に管理補助員が使用するパソコン（データ通信機器を含む）を用意するものとする。

なお、インターネットが閲覧可能で、Microsoft Word 及び Microsoft Excel がインストールされているものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その成果について監督職員の確認を受けるものとする。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第 11 条

1. 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - （１）審査項目ア．～ウ．において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
 - （２）審査項目エ．において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
 - （３）その他、業務計画書等々に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
 - （４）業務成果品のミス、不備等
2. 審査項目は次のとおりとする。
 - （１）業務内容に対応した費用が計上されているか。

- (2) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
- (3) 品質管理体制が確保されているか。
- (4) 再委託への支払いは適正か。

(貸与資料)

第 12 条 貸与資料は次のとおりであり、初回の打合せ時に貸与する。

- 1. 「羽鳥ダム管理関係例規集」

(成果物)

第 13 条 成果物の提出は次のとおりとする。

- 1. 業務日誌 1 式
- 2. 出勤簿 1 式
- 3. 打合せ簿 1 式
- 4. 本業務で作成した資料 1 式
- 5. その他必要な資料 1 式
- 6. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) 正副 2 部

(成果物の提出先)

第 14 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

〒 9 6 2 - 0 6 2 3 福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上 5 - 1
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 羽鳥ダム管理所

(契約変更)

第 15 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。ただし、軽微な場合は変更しない場合もある。

- 1. 第 8 条 1 項に示す「期間」に変更が生じた場合
- 2. 第 8 条 2 項に示す「業務内容」に変更が生じた場合
- 3. 第 10 条 3 項に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合
- 4. 管理対象施設の除草作業等が必要となった場合
- 5. 施設管理に必要な図面等の作成が必要となった場合
- 6. その他定めなき事項

(定めなき事項)

第 16 条 この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

下記のとおり、業務を実施しました。

補助員氏名

宿・日直の区分		1 宿 直		2 日 直																	
開 始 日 時		令和 年 月 日		()		1 午前 2 午後		時 分													
終 了 日 時		令和 年 月 日		()		1 午前 2 午後		時 分													
監 視 ・ 確 認 ・ 巡 回 結 果																					
項 目 \ 日 時		日 時 分		日 時 分		日 時 分		日 時 分		異常の内容・状況等											
庁 舎 ・ 構 内		異常の有・無		1 有 2 無		1 有 2 無		1 有 2 無		1 有 2 無											
ダム制御機器		異常の有・無		1 有 2 無		1 有 2 無		1 有 2 無		1 有 2 無											
堤 体		異常の有・無		1 有 2 無		1 有 2 無		1 有 2 無		1 有 2 無											
取水施設周辺		異常の有・無		1 有 2 無		1 有 2 無		1 有 2 無		1 有 2 無											
ダム諸量数値		ダム貯水位		EL= m		EL= m		EL= m		EL= m											
		取水量(m³/s)		φ 1200		φ 1200		φ 1200		φ 1200											
		開度(%)		φ 350		φ 350		φ 350		φ 350											
		放流量(m³/s)		φ 700		φ 700		φ 700		φ 700											
		開度(%)		φ 250		φ 250		φ 250		φ 250											
		取水ゲート 取水深		m		m		m		m											
		風速		m		m		m		m											
大川ダム流入量 (前日24時間平均)		m³/s				羽鳥ダム流入量 (前日24時間平均)		m³/s													
ダ ム 制 御 機 器 類 操 作 状 況																					
操 作 機 器 名		操 作 日 時		操作内容(取水量変更等)				指示(依頼)者氏名		同 左 の 所 属											
庁 舎 立 入 り 者 等																					
氏名(名称)		所 属		入・退庁時間		来 庁 目 的 及 理 由															
				時 ～ 時																	
				時 ～ 時																	
上記の業務を実施したことを確認する。 (発注者確認日) 令和 年 月 日 確認済み (受注者確認日) 令和 年 月 日 確認済み																					
〔特記事項〕		(特記事項や観測結果等記入) <table><tr><td>計測時間</td><td>天 気</td><td>湖面水温 (℃)</td><td>降雪深 (cm)</td><td>積雪深 (cm)</td></tr><tr><td>AM9時</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										計測時間	天 気	湖面水温 (℃)	降雪深 (cm)	積雪深 (cm)	AM9時				
計測時間	天 気	湖面水温 (℃)	降雪深 (cm)	積雪深 (cm)																	
AM9時																					

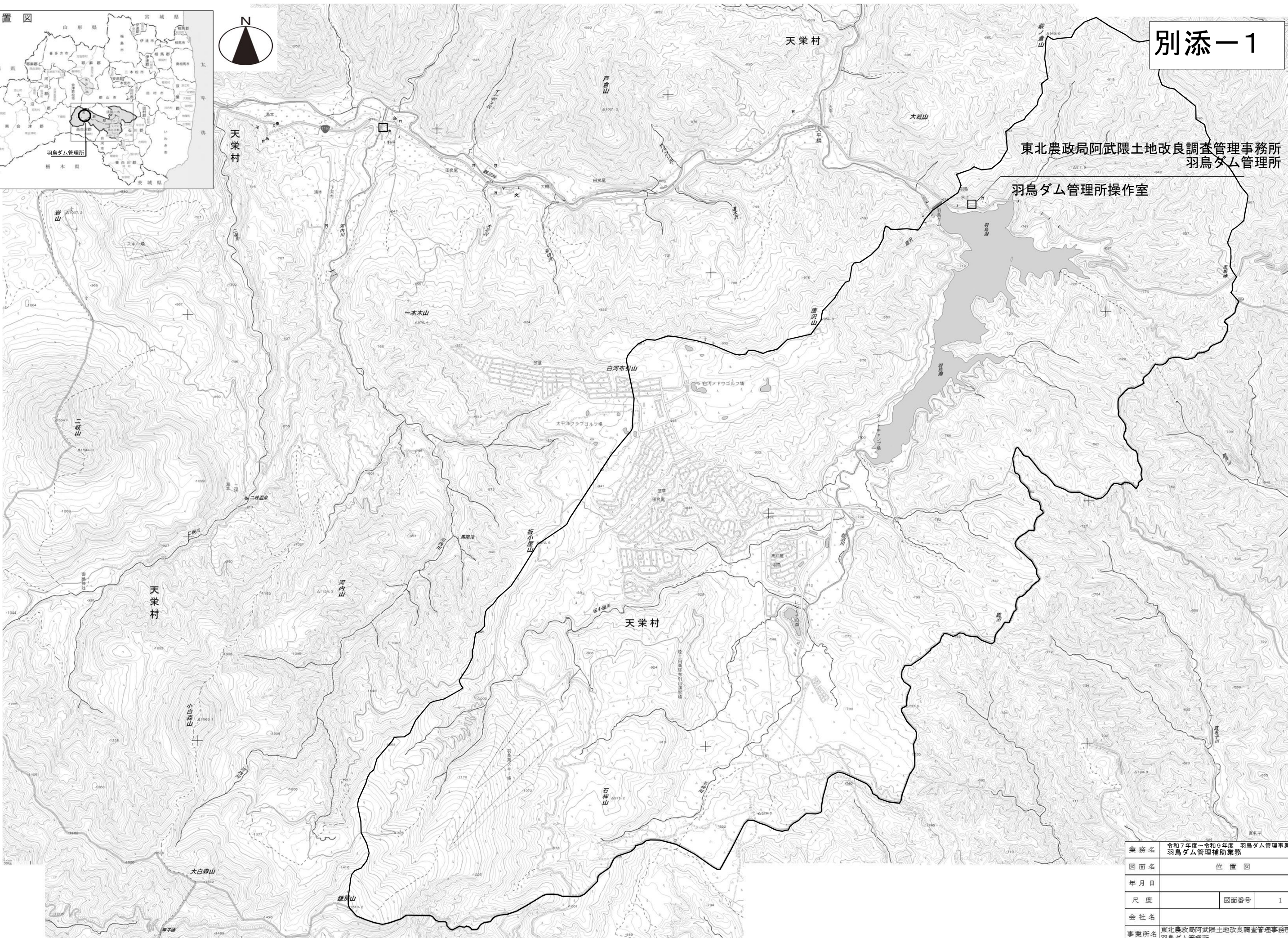
管理補助業務実施計画書(月)

[illegible]

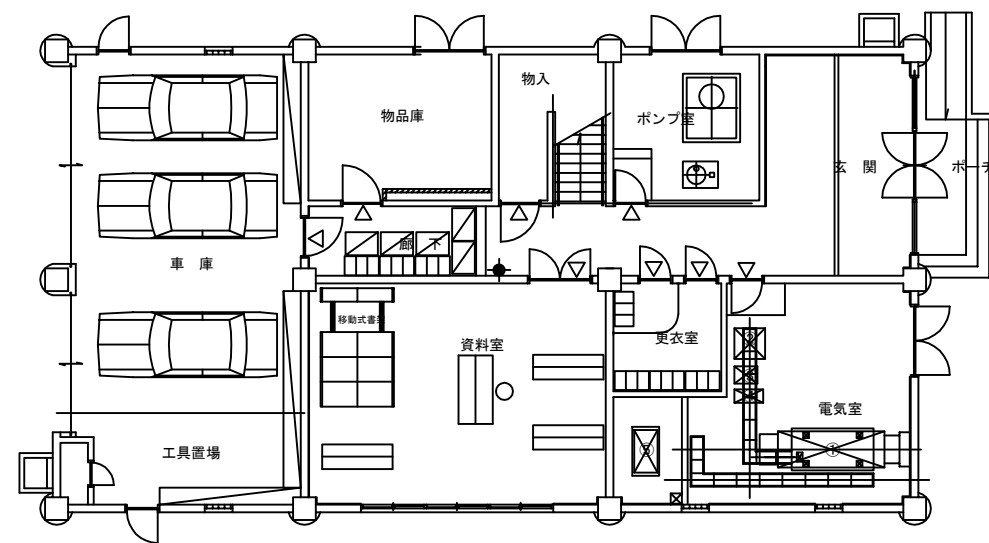
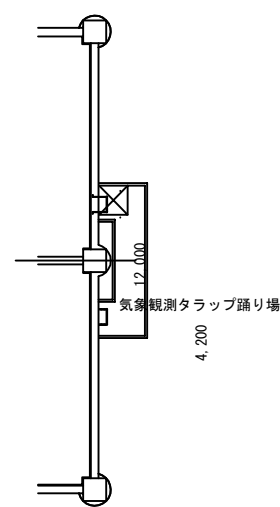
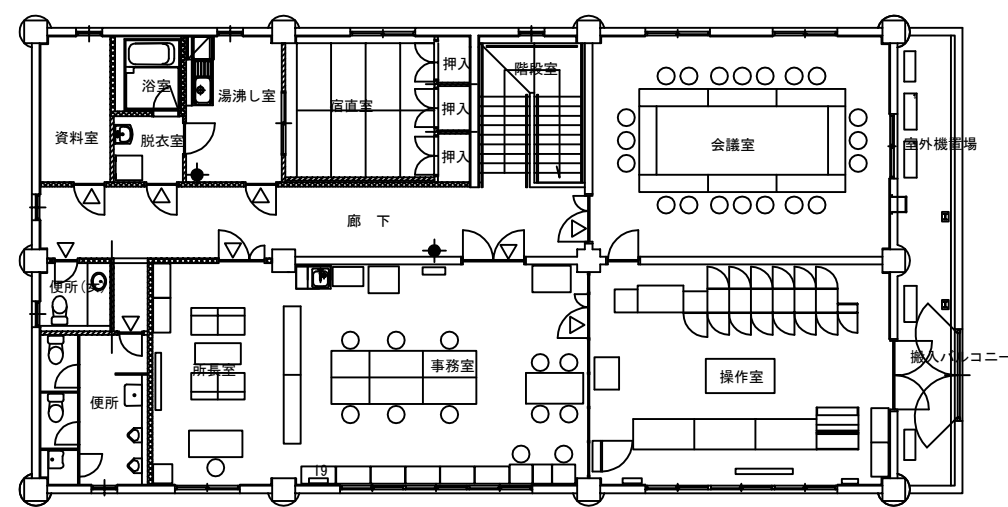
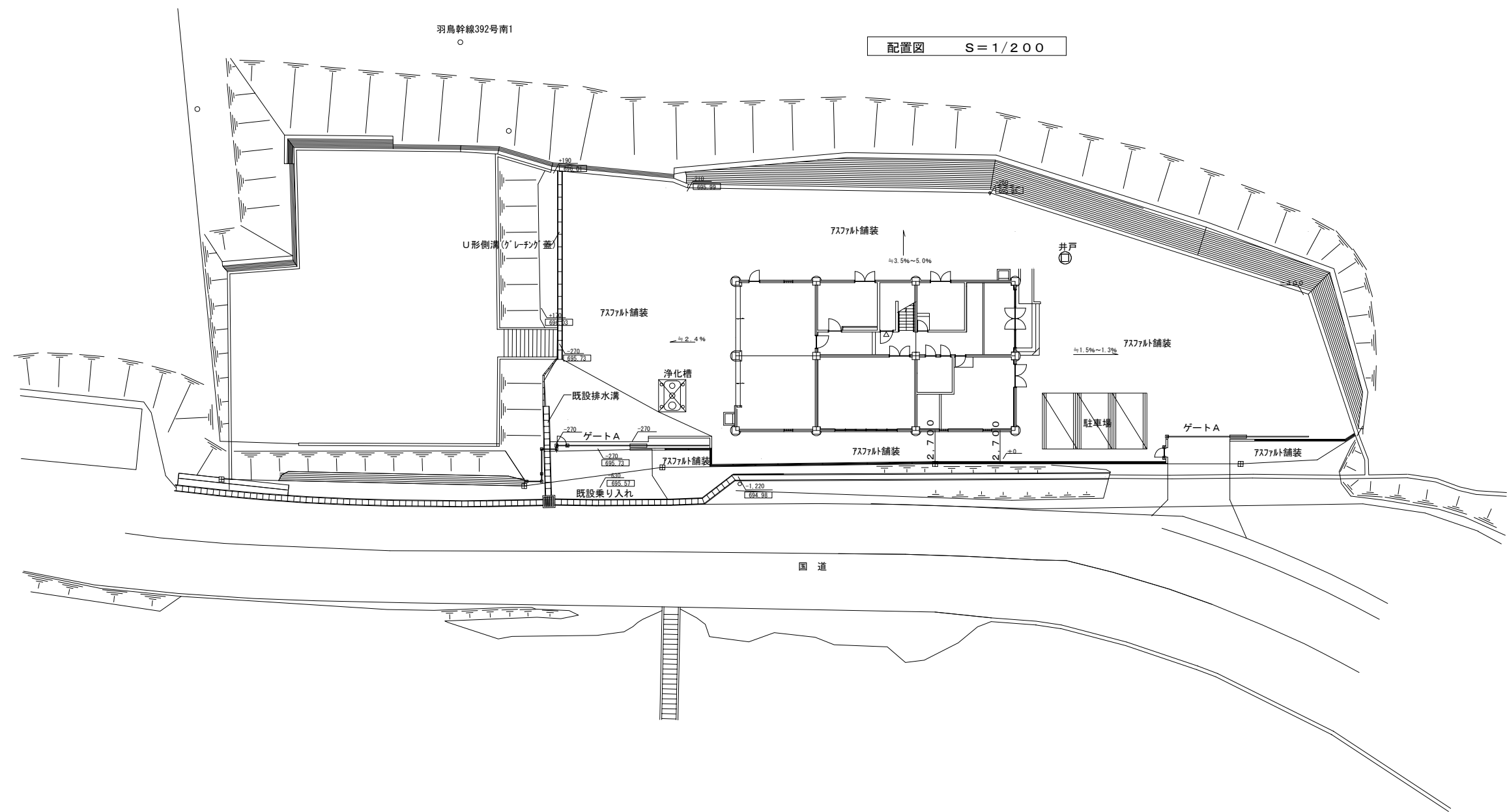
上記の予定を変更する場合は、事前に監督職員に通知すること。



別添一1

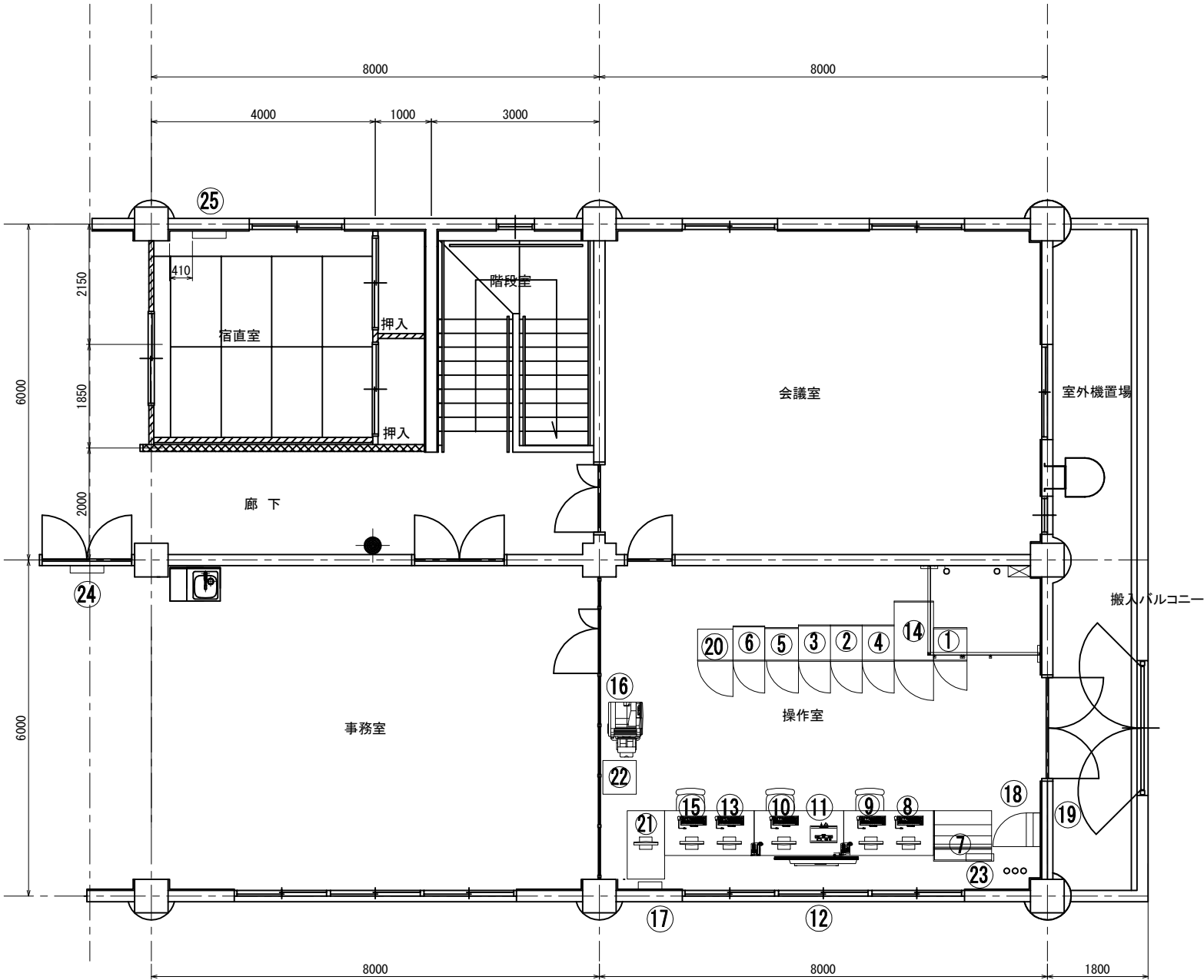


業務名	令和7年度～令和9年度 羽鳥ダム管理事業 羽鳥ダム管理補助業務		
図面名	位置図		
年月日			
尺度		図面番号	1
会社名			
事業所名	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 羽鳥ダム管理所		



業務名	令和7年度～令和9年度 羽鳥ダム管理事業 羽鳥ダム管理補助業務		
図面名	羽鳥ダム管理所配置図		
年月日			
尺度	図示	図面番号	2
会社名			
事業所名	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 羽鳥ダム管理所		

2階平面図



操作室設置機器一覧表(参考寸法)

記号	機 器 名 称	寸 法 (mm)			備 考
		W	D	H	
①	テレメータ放流警報監視制御装置	600	600	2350	
②	入出力処理装置Ⅰ	570	650	2000	
③	入出力処理装置Ⅱ	570	650	2000	
④	光ケーブル接続盤	570	650	2000	中継端子盤含む
⑤	総合気象観測装置	600	600	1800	
⑥	地震観測装置	570	630	1255	
⑦	堤体地下水位・漏水量監視装置 (PCサーバ)	425	437	180	OA卓上に設置
⑧	データ処理装置 (FA/パソコン)	425	437	180	OA卓上に設置
⑨	表示記録端末装置 (")	425	437	180	OA卓上に設置
⑩	操作端末装置 (FA/パソコン)	425	437	180	OA卓上に設置
⑪	非常停止装置	430	200	70	OA卓上に設置
⑫	大型表示装置	1254	149	742	天井吊型
⑬	大型表示装置制御装置	425	437	180	OA卓上に設置
⑭	CCTV管理装置	700	1075	2000	
⑮	CCTV操作装置	425	437	180	OA卓上に設置
⑯	カラーレーザプリンタ	1308	625	981	
⑰	時計装置	420	130	310	
⑱	管理用分電盤	600	250	1800	
⑲	警報盤	600	130	400	操作室
⑳	ダム副貯水位計盤	570	630	820	
㉑	中央管理用端末装置 (OA-PC)	425	437	180	ISDNルータ含む
㉒	電話制御装置架	600	600	1000	
㉓	移動無線 (親局) は事務室				
㉔	警報盤	600	130	400	事務室
㉕	警報盤	600	130	400	宿直室

(注) 外観、寸法、配置は参考である。

業 務 名	令和7年度～令和9年度 羽鳥ダム管理事業 羽鳥ダム管理補助業務		
図 面 名	羽鳥ダム制御機器配置図		
年 月 日			
尺 度	S=1/50	図面番号	3
会 社 名			
事 業 所 名	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 羽鳥ダム管理所		